

令和6年度（第78回）共同募金運動 実施要領

大阪府共同募金会 堺地区募金会

1. 運動の趣旨

近年急速に進む少子高齢化・家族形態の多様化などに伴い、地域のコミュニティも大きく変化し、地域における住民の連帯意識も希薄になってきているといわれています。そのなかで誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、地域福祉の一層の充実が急務となっています。また大規模な自然災害への備えも強化する必要があります。

堺市においては、堺市社協が堺市と合同で新たに策定した「堺あったかぬくもりプラン4」に基づき、地域のさまざまな人や組織の協働による地域福祉を推進しています。共同募金運動は「じぶんのまちを良くするしくみ」として、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的として、住民自らが参加する福祉コミュニティをめざします。そして、地域福祉の推進のために取り組まれる様々な活動を支援し、地域福祉の充実と進展を目的にこの運動を実施します。

2. 運動期間

社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣告示により定められる期間中、全国で運動が展開されます。堺市では、そのうち10月1日から12月31日の3ヶ月間を実施期間としています。ただし、その前後に運動準備および整理のための活動期間をとることについては差し支えありません。

ただし、「歳末たすけあい運動」との関連もあり、共同募金運動は10月を重点期間、11月中を整理期間とし、12月は「歳末たすけあい運動」に重点を置いて実施します。

3. 組織

◎大阪府共同募金会堺地区募金会

共同募金は、都道府県の区域を単位としてあまねくおこなう寄付金の募集であり、共同募金会は各都道府県単位に社会福祉法人として設置されています。大阪府では、大阪府共同募金会が社会福祉法人として組織され事業の運営をおこなっています。このもとに市町村単位の地区募金会が結成され、堺市では、堺地区募金会が活動の基盤となっています。

◎校区募金会

校区単位に、校区福祉委員・民生委員児童委員などの住民各層のボランティアにより校区募金会を結成していただき、校区福祉委員長を校区募金会委員長に、校区民生委員児童委員長を校区募金会事務局長に委嘱します。

募金運動の展開にあたっては、自治会・校区福祉委員会・民生委員児童委員会の協力組織により、たすけあい運動の趣旨の徹底をはかり、運動を推進するものとします。

4. 目標額

◎堺市の目標

目標額

 48,312,000円

※参考 全国平均 一世帯あたり212円（令和4年度）

5. 運動の方法

(1) 戸別募金（法人募金含む）

戸別募金（法人募金含む）は各世帯や法人（企業）や団体を対象に募金委員が訪問あるいは自治会などを通じて募金をお願いする方法です。

(2) 学校募金

学校募金は児童・生徒の社会福祉への関心を喚起するという教育的な目的をもって行うものです。

(3) 街頭募金

街頭募金は、国民運動としての共同募金運動の気運を盛り上げるPR効果が非常に大きい取り組みで、関係福祉団体・ボーイスカウト等の協力を得て、積極的に実施します。

(4) バッジ募金

一般公募により採用された近畿各府県共同募金会の統一デザインで記念バッジを製作しています。頒布価格・実績額ともに1個500円になります。

(5) 広域募金

募金のうち上記に含めないもの

6. 広報活動

共同募金への理解を深め地域社会の支持を強めるため、堺地区募金会では「広報さかい」や堺市社会福祉協議会の広報物、ホームページ等に啓発記事を掲載し、公共施設等にポスターの掲示を依頼します。

校区募金会においては、共同募金会だより・チラシの回覧等を行います。

7. 実績報告

共同募金実績報告につきましては、堺地区募金会や堺市社会福祉協議会発行の広報物、ホームページ等にてご報告します。

8. 事務局

大阪府共同募金会堺地区募金会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市社会福祉協議会事務局内

TEL 072-232-5420 (代) FAX 072-221-7409

Eメール sakai-akaihane@lion.ocn.ne.jp

URL <http://www.akaihane-osaka.or.jp>